

第3期中期目標期間における 教育研究の状況の評価に係る検討事項（案）

1. 評価実施体制の見直し

＜文部科学省国立大学法人評価委員会「第3期中期目標期間における業務実績評価に係る実施要領」＞

- 世界最高水準の教育研究の展開や全国の中心的な教育研究の展開、地域活性化の中核的な役割を担う取組等、法人の多様な役割に応じて適切に評価
- 評価作業の負担軽減に配慮

【検討点】

- ・ 第3期中期目標期間における評価実施体制の見直し

＜論 点＞

- 第2期中期目標期間評価では、達成状況判定会議8グループ（26チーム）、現況分析部会10学系、研究業績水準判定組織（科学研究費助成事業の分類に基づき、分科ごとに専門部会を編成し、1細目につき2人1組の配置）を編成するとともに、グループ間、部会間等の調整のための運営小委員会を設置することにより実施したが、どのような評価実施体制とするか。
- 第2期中期目標期間評価では、総合科学系の現況分析部会は、対象組織数が教育186組織、研究178組織と全部会の中で最も多く、分野也多岐にわたっていたことから、部会の審議等での負担が大きかった。どのような体制が適切か。

【方向性（案）】

- 評価実施体制は、基本的に第2期中期目標期間評価を踏襲し、国立大学教育研究評価委員会の下に、達成状況判定会議及び現況分析部会を置き、現況分析部会の下に研究業績水準判定組織を編成するとともに、グループ間、部会間等の調整を行う必要が生じた場合に運営小委員会を設置することとする。
- 達成状況判定会議については、グループ数及びチーム数は基本的に第2期中期目標期間評価を踏襲する。また、各グループ、チームの法人の割り振りについては、規模や地域性等を考慮する。
- 現況分析部会については、総合科学系を文系、理系、融合の3つに分け、総合科学系以外は、基本的に第2期中期目標期間評価の学系を踏襲する。
- 研究業績水準判定組織については、第2期中期目標期間評価と同様に科学研究費助成事業の分類に基づき編成する。（小区分を用いて配置することを想定）

2. 評価実施スケジュール・プロセスの見直し

＜文部科学省国立大学法人評価委員会「第3期中期目標期間における業務実績評価に係る実施要領」＞

- 4年目終了時に「中期目標期間終了時」に見込まれる業務の実績についても評価を実施（国立大学法人法第31条の2第1項第2号）
- 評価作業の負担軽減に配慮

【検討点】

- ・ 国立大学法人法の改正に伴い、6年目終了時評価に加え、4年目終了時評価を実施することを踏まえた、評価の実施スケジュール・プロセスの見直し
- ・ 各法人への検証アンケートの結果等を踏まえた、4年目終了時評価、6年目終了時評価の実施スケジュール・プロセスの改善

＜論 点＞

- 4年目終了時評価、6年目終了時評価について、どのような実施スケジュール・プロセスとすることが適切か。
- 第2期中期目標期間においては、法人からの実績報告書（学部・研究科等の現況調査表及び中期目標の達成状況報告書）の提出期限を6月末とし、現況分析と達成状況の評価作業を同時進行で実施したが、一部の法人から現況調査表と達成状況報告書の整合性の確認や関連する実施状況の記載箇所の紐付け作業に時間が必要との声があったほか、評価作業にあたっても負担があった。負担軽減をどのように図るか。

【方向性（案）】

- 4年目終了時評価において、平成28～31年度（平成32、33年度の見込みを含む）までの達成状況評価、現況分析（研究業績水準判定を含む）を実施する。また、第2期中期目標期間評価と同様に、書面調査で確認できない事項について十分に調査・把握するため、法人に対するヒアリングを実施する。
- 6年目終了時評価における達成状況は、平成32、33年度の間に、4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと法人が判断した場合や4年目終了時評価結果で「改善を要する点」とされた事項に対する改善状況等について、法人に達成状況報告書への記載を求める。
- 6年目終了時評価において現況分析（研究業績水準判定を含む）は実施しない。なお、平成32、33年度の間に、中期目標・中期計画に関係する学部・研究科等の状況において、4年目終了時の評価結果（達成状況判定結果）を変えうるような顕著な変化があった場合には、法人に達成状況報告書への記載を求める。

3. 中期目標の達成状況の評価方法の見直し

＜文部科学省国立大学法人評価委員会「第3期中期目標期間における業務実績評価に係る実施要領」＞

- 各法人の自己点検・評価に基づき、自己点検・評価が確実に行われているかどうかを確認するとともに、その結果等を踏まえ、中期目標の達成状況の評価
- 4年目終了時に「中期目標期間終了時」に見込まれる業務の実績についても評価を実施（国立大学法人法第31条の2第1項第2号）

【検討点】

- ・ 中期目標・中期計画の段階判定の評定の見直し
- ・ 文部科学省国立大学法人評価委員会の評価との標準の位置の違い

＜論 点＞

- 中期計画、中期目標の小項目及び中項目の評定について、どのような設定が適切か。
- 第2期中期目標期間の評価結果では、「おおむね良好（標準）」に6～7割が集約されていたが、各法人の教育研究の質の向上について、より適切に評価結果に反映させるためにどのような仕組みが考えられるか。
- 評価結果を社会にわかりやすく伝えるという観点から、文部科学省国立大学法人評価委員会の実施する評価と標準の位置を合わせることができるか。
- 6年目終了時評価に加え、4年目終了時評価を実施することを踏まえ、評定はどのような表記や段階判定が適切か。
- 第2期中期目標期間評価では、法人の達成状況報告書の記載において、成果の捉え方が様々であったことを踏まえ、より適切な評価方法は考えられないか。

【方向性（案）】

- 評定の表記を変更し、中期計画を3段階判定、小項目を5段階判定とし、法人ごとの具体的な中期目標が設定されている小項目による評価をより重視した仕組みとする。
- 文部科学省国立大学法人評価委員会の実施する評価と、大項目判定の標準の位置を合わせることとし、それに対応し、中期計画、小項目、中項目の標準の位置を設定する。
- 4年目終了時評価は、中期目標期間の達成に向けた進捗状況等の評価し、6年目終了時評価は、中期目標期間の達成状況を踏まえたものとなるため、それぞれに対応した評定の表記とする。
- 中期計画に対する取組や中期目標の達成または進捗の状況について、評価者がより判断しやすくなるよう、達成状況報告書において実施状況欄と実績欄を分けるなどの工夫を行う。

4. 学部・研究科等の現況分析の評価方法の見直し

＜文部科学省国立大学法人評価委員会「第3期中期目標期間における業務実績評価に係る実施要領」＞

- 学部・研究科等の教育研究の質の向上の状況を含む水準を評価
- 各法人が自己点検・評価や認証評価のために整えた根拠資料・データ等を、国立大学法人評価にも活用するなど、評価作業の合理化のための工夫をする
- 評価作業の負担軽減に配慮

【検討点】

- ・ 質の向上の状況を含む水準の評価方法
- ・ 現況調査表の見直し
- ・ 負担軽減の観点を踏まえた、認証評価との関係の整理
- ・ 評価作業の合理化等の観点を踏まえた、評価指標等の活用
- ・ 上記の検討課題や各法人への検証アンケートの結果等を踏まえた、「分析項目」、「観点」及び評定の見直し

＜論 点＞

- 各法人の個性を踏まえ、より適切に評価するためには、学部・研究科等の現況分析の教育研究の水準及び質の評価について、どのように見直すことが考えられるか。
- 「分析項目」、「観点」の区分、それぞれの評定は現状で適切か。
- 第2期中期目標期間評価では、現況調査表の記載内容にばらつきが大きかったが、どのように見直すことが考えられるか。
- 負担軽減の観点から、現況分析（教育）について、認証評価との関係をどのように考えるか。
- 評価作業の合理化の観点から、データ分析集等の指標について、どのように活用するか。

【方向性（案）】

- 学部・研究科等の教育研究上の目的を踏まえた質の評価を行う。併せて「分析項目」、「観点」、評定の見直しを行う。
- 現況調査表の記載について、一定の標準化を図る。
- 現況分析（教育）について、大学機関別認証評価との関係を考慮して設計する。
- 第2期中期目標期間評価で活用したデータ分析集・入力データ集の項目等を精査し、必要に応じて新たな指標を活用した評価を実施する。

5. 研究業績水準判定の見直し

- ＜文部科学省国立大学法人評価委員会「第3期中期目標期間における業務実績評価に係る実施要領」＞
- 各法人が自己点検・評価や認証評価のために整えた根拠資料・データ等を、国立大学法人評価にも活用するなど、評価作業の合理化のための工夫をする
 - 評価作業の負担軽減に配慮

【検討点】

- ・ 研究業績水準の判定方法の見直し
- ・ 判定結果の活用方法の見直し
- ・ 評価者への提供資料の見直し

＜論 点＞

- 法人からの提出内容、判定方法、評価結果の活用方法は現状のままでよい。
- 第2期中期目標期間評価において、専任教員数の20%程度とした研究業績水準判定に係る研究業績の提出上限について、どう考えるか。
- 第2期中期目標期間評価においては、研究業績水準判定組織の評価者に論文データベースに基づく被引用数情報を提供したが、現状のままでよい。

【方向性（案）】

- 研究業績水準判定は、第2期中期目標期間評価を踏襲することを基本とし、法人からの提出方法については、法人は学部・研究科等の組織を代表する研究業績を選定し、学術的意義または、社会、経済、文化的意義において、5段階（「SS」、「S」、「A」、「B」、「C」）の判断区分のうち、上位2つの区分（「SS」、「S」）に該当すると判断する研究業績について研究業績説明書により提出する。
- 評価にあたっての評定は、「SS」、「S」、「S未満」とする。
- 研究業績水準判定の結果については、その結果を踏まえつつ現況分析の評価を実施するとともに、達成状況評価にも活用する。
- 研究業績水準判定に係る研究業績の提出上限数については、専任教員数の20%を原則とする。
- 研究業績水準判定組織の評価者に論文データベースに基づく被引用数情報を提供する。